公共工事の前払金の使途の特例について

　前払金の早期支払いを通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図る観点から、本市において今年度も前払金で充当できる費用の範囲を広げる運用をすることとしましたのでお知らせいたします。

玉名市公共工事請負契約約款の規定によると

（前金払及び中間前金払）

第３４条　受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする・・・・・（中略）・・・・・保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の１０分の４以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

（前払金の使用等）

第３６条　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

前払金の請求には、保証事業会社の前払保証証書が必要であり、支払われた前払金の使用に当たっては、規定以外の費用には充てられないということです。

**そこで、今回次のように前払金の使途の範囲を拡大する運用とします。**

前払金の２５％（４分の１）を超えない範囲において、現場管理費及び一般管理費のうち、工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができることとします。

今回の運用により、現場管理費や一般管理費などの費用にも使えます。

請

負

代

金

請

負

代

金

材料費や労務費、仮設費などの費用に充当

請負代金

の４０％

前払金

（上限）

前払金の２５％（４分の１）

今回のこの特例措置は、平成２８年度中から令和６年３月３１日までに工事請負契約を締結した工事で、令和６年３月３１日までに前払金の支払いが完了するものに限られます。

　ただし、工事請負契約約款の改正は行わず、発注者と受注者が協議して定めるという運用により適用させる方式をとりますので、前払金の使途の拡大を希望される場合は、

　　　　　を契約検査課に提出し、承認を得てください。

**契約内容変更協議申請書**

詳しくは、玉名市ホームページをご覧いただくか、契約検査課までお問い合わせください。

玉名市役所契約検査課　電話　０９６８－７５－１１２５